

愛知県小児救急電話相談事業運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 看護師・小児科医師による小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、小児患者の症状に応じた適切な医療提供体制の構築とともに小児の保護者の安心感の向上を目的として行う小児救急電話相談事業を円滑に実施するため、地域の関係者からなる愛知県小児救急電話相談事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 事業実施のためのマニュアルの整備及び事業の評価等に関すること。
- (3) 事業に必要な企画・調整等に関すること。
- (4) 相談者からの苦情・要望に関すること。
- (5) その他事業の運営に必要なこと。

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから健康福祉部保健医療局長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 救急医療情報の関係者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、愛知県健康福祉部保健医療局医務国保課とし、庶務を処理する。

- 2 事務局には、愛知県が小児救急電話相談事業を委託した民間相談事業者を含む。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において協議し定める。

(附則)

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年12月22日から施行する。